



基安安発0209第2号
平成24年2月9日

国土交通省大臣官房
技術調査課長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部安全課長

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱の策定について

日頃から、労働安全行政の推進に御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、足場からの墜落・転落災害の防止については、平成21年8月から施行している改正労働安全衛生規則に基づき、その徹底を図っているところですが、今般、厚生労働省においては、平成21年度及び平成22年度に発生した足場からの墜落・転落災害の発生状況をもとに、今後の足場からの墜落・転落災害の更なる防止に当たって留意すべき事項等を取りまとめた「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」を別紙のとおり策定したところで

す。

つきましては、その趣旨及び内容を御理解いただくとともに、建設業関係団体、事業者への周知等に特段の御配慮を賜りますようお願いいたします。

なお、別紙につきましては、別途、都道府県及び指定都市の建設業担当部長あて周知していることを念のため申し添えます。

足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱

第1 目的

足場からの墜落・転落による労働災害の防止については、平成21年3月に改正された労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）に加え、関係通達に基づき、その徹底を図っているところであるが、これまでに平成21年度及び平成22年度に発生した足場からの墜落・転落災害の発生状況をもとに、これらの措置の効果について専門家による検証・評価を実施してきたところである。

当該検証・評価の結果、安衛則等に基づく足場からの墜落防止措置については、「墜落災害防止効果が高く、直ちにその強化を図る必要はない」とされているものの、足場からの墜落・転落災害を防止するためには、これらの措置の適切な実施はもとより、足場の組立て等作業主任者の選任及び職務の徹底、床材や手すり等の緊結等を確実に実施するための点検の確実な実施、作業手順に基づく作業の実施や労働者に対する安全衛生教育の実施等労働者による不安全行動をなくすための対策の徹底など、設備的な墜落防止対策に加えて実施することが必要な事項について提言がなされているところである。

本要綱においては、上記の結果を踏まえ、今後の足場からの墜落・転落災害の防止に当たって、足場に関係する各作業段階に応じた留意事項を示し、足場からの墜落・転落災害の一層の防止に資することを目的とする。

第2 足場からの墜落・転落災害発生状況の概要と留意

1 労働災害発生件数の推移について

ア 全産業における労働災害の発生件数は、死亡災害、死傷災害ともに長期的には減少傾向にあり、「墜落・転落」による災害についても減少傾向にあること。

イ 「足場からの墜落・転落」による災害は、全体的には減少傾向にあるものの、平成22年度は死亡災害が前年度と比較して増加に転じているほか、「足場からの墜落・転落」による災害が休業4日以上死傷災害全体に占める割合や、「墜落・転落」災害全体に占める割合についても、減少傾向にはあるものの、依然として高い水準で推移していること。

2 平成21年度及び平成22年度に発生した足場からの墜落・転落災害について

(1) 発生業種について

死亡災害、死傷災害ともに、約9割を建設業が占めているほか、建設業の中でも、「鉄骨鉄筋コンクリート造建築工事業」、「木造家屋建築工事業」の2業種で建設業全体の半数以上を占めており、足場上での作業が多く行われる業種において多く発生していること。

(2) 墜落箇所の高さについて

安衛則上、墜落防止措置が義務付けられていない「2m未満」の箇所からの墜落・転落災害については、死亡災害に至った事案は年間1～2件にとどまっているが、死傷災害については全体の約4割を占めているなど、高さ2m未満の箇所における作業であっても墜落・転落によって被災する場合があること。

(3) 墜落時の作業の状況について

墜落時の作業の状況について見ると、「組立て等の際の最上層における作業」に係る災害が占める割合は、死傷災害では約 20%であるにも関わらず、死亡災害では 40%となっている。このような結果から、組立て等の際の最上層からの墜落・転落災害については、一度被災すると死亡に至る可能性が高いこと。

(4) 墜落防止措置や不安全行動等の状況について

足場からの墜落・転落災害の約 9 割は安衛則に基づく措置が適切に実施されていない足場で発生しているほか、安衛則に基づく墜落防止措置を適切に実施した足場において発生した災害についても、その大半に足場の外側をよじ登るなどの不安全行動や床材や手すりの取付けが不十分であるなどの構造上の問題が認められたこと。

第3 足場に関連する各作業段階において留意すべき事項

検証・評価の結果、足場からの墜落・転落災害の防止に当たっては、安衛則に基づく墜落防止措置の徹底に加えて、以下の①から④の点に留意する必要がある旨が提言されている。このため、足場に関連する各作業段階において、以下の 1 から 5 に掲げる事項に留意の上、足場からの墜落・転落災害の防止の徹底を図る必要がある。

- ① 各現場の実情に応じた安全対策を設計、計画の段階から検討する必要があること。
- ② 対策の検討に当たっては、特定の対策を一律に適用するのではなく、労働安全衛生法第 28 条第 1 項に基づく危険性又は有害性等の調査（リスクアセスメント）の観点を踏まえ、実際に足場上で行われている労働者の作業の実態等を十分に踏まえたものとする。
- ③ 対策の検討に当たっては、作業性の低下や不安全行動等による新たなリスクの誘発等が生じないように、本質的な安全対策を優先的に採用するように努めること。
- ④ 検討した対策については適切な管理のもと、総合的にこれらを実施することが効果的であること。

1 足場を使用して作業を行う建築物、構築物等の設計・計画段階における留意事項

工事の対象となる建築物、構築物等の設計においては、足場上での高所作業ができるだけ少なくなるような工法を採用するよう努めること。

2 足場の設置計画段階における留意事項

(1) 足場の組立て等の際の最上層からの墜落・転落災害の防止について

ア 足場の設置に当たっては、死亡災害に至る割合が高い「組立て等の際の最上層における作業」自体を少なくするため、高所での組立・解体作業を必要としない「移動昇降式足場」や、高所での組立・解体作業が従来より大幅に少なくて済む「大組・大払工法」の採用に努めること。

イ つり足場など、組立て等の際における墜落・転落災害のリスクが高い足場については、組立て等の際に足場上での作業を必要としないゴンドラや高所作業車を用いた工法の採用についても検討すること。

ウ 足場の組立て等の際に最上層で作業を行う場合には、設備的対策を優先的に採用するよう努めること。また、設備的対策の中で墜落防止効果の高い工法として、平

成 21 年 4 月 24 日付け基発第 0424001 号の別紙「手すり先行工法等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に基づく「手すり先行工法」を積極的に採用すること。

なお、「手すり先行工法」以外の設備的対策としては、参考資料に示したような対策があるため、足場の構造や現場の実情に応じ、これを参考とすること。

(2) 通常作業時等における墜落・転落災害の防止について

ア 足場上で行われる各種作業について、リスクアセスメントを実施し、その内容を踏まえた墜落防止措置を採用すること。

イ 足場からの墜落防止措置については、別添の 1 (1)に掲げる「より安全な措置」を積極的に採用すること。

なお、「より安全な措置」は、足場上で作業を行う労働者が墜落するすき間をなくすという観点から、安衛則第 563 条第 1 項第 3 号に基づく措置に加えて実施することが望ましいとされている措置であることから、別添の 1 (1)に掲げる措置に限らず、足場上での作業の状況や現場の実情に応じて「防音パネル」や「ネットフレーム」、「金網」等を用いてこれらの措置と同等の墜落防止効果が得られるような場合も含まれるものであること。

ウ 足場を設置する際に作業床と建地とのすき間を少なくすることは、安衛則第 563 条第 1 項第 3 号に基づく措置や別添の 1 (1)に掲げる措置の効果を高めるものであるため、別添の 1 (2)に掲げる措置を積極的に採用すること。

なお、上記の措置には、足場上での作業の状況や現場の実情に応じて具体的に以下のような措置が含まれるものであること。

(ア) 900 mm幅の建わくを用いて設置するわく組足場について、床材と建地との隙間が最小となる組合せの床付き布わくを 2 枚設置すること。

(イ) L字型の幅木を設置すること。

(ウ) 複数の床材を組み合わせて設置したにも関わらず、建地とのすき間が空く場合には、十分な高さがある幅木を床材とのすき間が生じないように傾けてしっかりと固定すること。

(エ) 複数の床材を組み合わせて設置したにも関わらず、建地とのすき間が空く場合には、小幅の板材をすき間に敷き詰めること。

エ 足場の昇降設備については、安衛則第 526 条や第 552 条に照らし適切なものとし、計画段階においては、足場上での作業状況を踏まえ、適切な位置に適切な数の設備が設置されるよう配慮すること。

また、通常の「昇降階段」の設置が困難な場合には、ハッチ式の床付き布わくと昇降はしごを組み合わせた昇降設備を設置する等により、「足場の外側をよじ登る」、「昇降禁止の場所から足場の外側を伝って降りる」等の「不安全行動」を誘発させないものとする。

3 足場の組立て等の作業段階における留意事項

(1) 足場の組立て等に係る作業手順の作成及びこれに基づく作業の実施について

ア 上記 2 により作成した足場の設置計画に応じ、足場の組立て等の作業に当たっての具体的な作業手順を定め、労働者に対して周知し、これに基づく作業を徹底させ

ること。なお、作業手順には、安衛則第 564 条第 1 項第 1 号に掲げる事項のほか、設置する足場の種類に応じた組立方法など足場の組立て等の作業に当たって必要な事項を含めること。

イ 作業手順については、作業進行によって発生する問題点や現場の実情を踏まえ、必要に応じこれを見直すこと。

(2) 作業主任者について

ア 高さ 5m 以上の足場の組立て等の作業に当たっては、必要な資格を有する者の中から「足場の組立て等作業主任者」（以下「作業主任者」という。）を選任し、安衛則第 566 条各号に定める事項を行わせること。

イ 特に、検証・評価の結果、安全帯を着用していたにも関わらず、これを使用していなかったために墜落した事案が多数認められたことから、作業主任者には安衛則第 566 条第 4 号に基づき、安全帯の使用状況の監視等を徹底させること。また、使用させる安全帯については、同条第 2 号に基づき、作業主任者にその機能の点検等を行わせること。

ウ 高さ 5m に満たない足場の組立て等の作業に当たっても、安衛則第 529 条に基づき、作業を指揮する者を指名し、上記に準じた事項を行わせること。

エ 作業主任者については、技術革新の進展や新たな機材等に対応した作業管理を適切に講ずることができるよう、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づき、定期的に「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」を受講させるよう努めること。

(3) 安全帯の使用について

ア 労働者に安全帯を使用させる場合には、安衛則第 521 条に基づき、適切な安全帯取付設備等を設置すること。

イ 足場の組立て等の作業において、労働者が足場の最上層で作業を行う際には、あらかじめ安全帯取付設備等を設置すること。

ウ 検証・評価の結果、安全帯は使用していたものの、その掛替え時に墜落した事案が複数認められたため、足場の組立て等作業時においては「安全帯の二丁掛」を基本とすること。

エ 特殊な形状の足場の組立・解体や、建物や足場の形状から墜落時に労働者の救出に時間を要する場所での作業においては、原則としてハーネス型安全帯を使用すること。

(4) 手すり先行工法について

ア 「手すり先行工法」を用いた足場の組立て等の作業を行う場合には、上記(1)により作成する作業手順についてはガイドラインを踏まえた適切な内容とすること。

イ 「手すり先行工法」を採用した場合であっても、足場の妻側や躯体側には先行手すり部材を設置しないことが一般的であるため、先行手すり部材のみに依存するのではなく、安全帯を併用すること。なお、先行手すり部材に安全帯を取り付ける場合には、足場上での移動に伴い、安全帯の掛け替えが生ずるため、上記(3)に示した「安全帯の二丁掛」を基本とすること。

(5) 足場の点検について

ア 墜落防止措置も含め、適切に計画された足場が計画どおりに設置されていることを確認することは、足場の組立て又は変更後に足場上で作業を安全に行う上で極めて重要な事項であるため、足場の組立て等の後には安衛則第 567 条第 2 項等に基づ

き、足場の点検及び補修を実施するとともに、その結果について記録・保存を行うこと。

イ 点検実施者については、別添の 3(3)に準じて、十分な知識・経験を有する者を指名するとともに、点検に当たっては足場の種類に応じたチェックリストを作成の上、これを活用すること。

4 足場上で作業を行う段階における留意事項

(1) 足場上での作業に係る作業計画の作成及びこれに基づく作業の実施について

ア 足場上で行われる作業に係る作業計画の作成に当たっては、①足場上での作業箇所や作業範囲、②作業に伴う手すり等の取り外しの有無及びその際の作業方法、③取り外した手すり等の復旧等に関する内容を含めることとし、当該作業計画に基づく作業を徹底すること。

イ 検証・評価の結果、資材の運搬等の際に手すり等を臨時に取り外し、又は手すり等から身を乗り出して作業を行っていた際に墜落した事案が複数認められたため、上記の作業計画の作成に当たっては、手すり等の取り外しや身を乗り出しての作業を行う必要がないような作業方法の採用を検討すること。

ウ 設置された足場上で作業を行った場合において、①不安全行動や無理な姿勢となることが想定される場合、②作業計画では想定していなかった手すり等の取り外しを行う場合等については、特定元方事業者の担当者や職長等当該足場を使用する労働者の責任者に報告させることとし、労働者個人の判断でこれを行わせないように徹底すること。

(2) 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合について

ア 手すり等を臨時に取り外して作業を行う場合には、安衛則第 563 条第 1 項第 3 号ただし書きに基づき、安全帯の使用等により労働者の危険を防止するための措置を講ずること。

イ 手すり等を臨時に取り外して作業を行っている箇所については、必要に応じ、立ち入り禁止措置を講ずることにより、作業と直接関係のない労働者が通行することによる墜落の危険を防止すること。

ウ 臨時に取り外した手すり等については、上記(1)により作成する作業計画に基づき、作業の終了後、直ちに元の状態に戻すとともに、これが確実に行われていることを職長等当該足場を使用する労働者の責任者に確認させること。

(3) 安全帯の使用について

労働者に安全帯を使用させる場合には、上記 3(3)に準じた対策を行うこと。

(4) 足場の点検について

ア 一般に足場上では様々な作業が行われ、手すりや交さ筋交い等の墜落防止措置が一時的に取り外されることも多く、墜落防止措置が適切な状態で維持されていることの確認は、足場上で作業を安全に行う上で極めて重要な事項であるため、日々の作業開始前には安衛則第 567 条第 1 項に基づき、点検及び補修を実施すること。なお、つり足場以外の足場についても、必要に応じ、安衛則第 567 条第 2 項各号に掲げる足場の構造等に関する事項についても併せて確認し、問題が認められた場合には補修を行うこと。

イ 点検実施者については、別添の 3(3)に基づき、職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

5 その他

(1) 労働者に対する安全衛生教育等の実施について

検証・評価の結果、安衛則に基づく措置は実施していたにも関わらず被災した事案の 8 割以上に労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業、床材や手すり等の緊結不備等が認められているため、上記 2 から 4 までの記載した作業手順の作成や点検の実施等の対策に加え、雇入れ時教育や新規入場者教育、朝礼時のミーティング等の場において安衛則に基づく措置を実施していなかった足場で災害が多発していることを教示するとともに、不安全行動等を伴う災害の事例等を紹介するなど、安衛則に基づく措置の効果と不安全行動等による問題点についても労働者に理解させること。

(2) 足場の作業床の常時有効な状態の確保について

足場の作業床上に資材や工具が散逸していることは、物体の落下による危険のみならず、労働者がつまずくことによる墜落も懸念されるため、足場の作業床上で作業を行うに当たっては、資材や工具の整理整頓に努め、作業床を常時有効な状態にしておくよう努めること。

(3) 労働者の健康管理等について

猛暑による疲労の蓄積や睡眠不足等が足場上での作業に影響を及ぼすことも懸念されるため、健康管理の徹底を図るとともに、必要に応じ、朝礼時における点呼等により健康状態の把握に努め、必要に応じ、作業配置の見直しを行うことなどについても配慮し、足場からの墜落・転落災害の防止に努めること。

第4 各主体における留意事項

1 建設工事の発注者が留意すべき事項

建設工事の発注に当たっては、上記第 3 の 1 に掲げる事項に配慮するとともに、足場からの墜落防止対策に必要な経費についても配慮すること。

2 特定元方事業者が留意すべき事項

ア 特定元方事業者については、労働安全衛生法第 31 条に基づき、自ら使用する労働者による墜落・転落災害防止の観点のみならず、注文者の立場として各種の措置が義務付けられていることを踏まえ、上記第 3 の 2 から 5 に掲げる事項に留意するとともに、関係請負人が下記 3 及び 4 に掲げる措置を講ずるために必要な経費についても配慮すること。

イ 特定元方事業者以外の元方事業者についても、上記に準じた対策を行うこと。

3 足場を設置する事業者が留意すべき事項

ア 足場の設置計画の作成、足場の組立て等の作業の実施に当たっては、上記第 3 の 2 及び 3 に掲げる事項に留意すること。

イ 建設工事のように複数の事業者が同一の足場を使用することが想定される場合には、必要に応じ、足場上で作業を行う事業者とも協議の上、作業の実情に応じた足場の設置に努めること。

4 足場を設置する事業者以外の事業者が留意すべき事項

労働者に足場上で作業を行わせる際には、足場を設置する事業者でなくとも安衛則第563条第1項第3号、安衛則第567条等に基づく措置の実施義務があることから、上記第3の4及び5に掲げる事項に留意すること。また、足場の墜落防止措置等に問題が認められた場合には、元方事業者と協議の上、必要な措置を講ずること。

5 足場に関連した作業を行う労働者が留意すべき事項

ア 足場からの墜落防止措置は、労働安全衛生法令上、事業者を実施義務があるが、事業者から安全帯等の使用を命ぜられた場合等には、労働者はこれに従う義務があることに留意すること。

イ 検証・評価の結果、労働者の不安全行動や無理な姿勢による作業があった場合には、安衛則に基づく措置を実施しているにも関わらず被災している事例が複数あることに留意の上、定められた作業計画、作業手順等に基づき作業を行うこと。

6 労働災害防止団体、関係業界団体が留意すべき事項

ア 労働災害防止団体、関係業界団体は上記に掲げる事項を各事業者が適切に実施できるよう、各種の指導・援助を実施すること。

イ 検証・評価の結果、足場からの墜落・転落災害の9割以上に安衛則に基づく墜落防止措置の不備が認められたことから、あらゆる機会を捉え、関係事業者の遵法意識の向上に努めること。

7 足場機材メーカーが留意すべき事項

ア 足場ユーザーの要望を踏まえた適切な機材の開発に努めること。

イ 必要とされる足場機材の安定供給に努めること。

8 行政が留意すべき事項

ア 建設現場等足場が設置されている事業場等に対する個別指導や集団指導等の際はもとより、足場の設置計画の受理時、労働者死傷病報告受理時等あらゆる機会を捉え、事業者に対して上記内容に基づく指導を徹底するとともに、労働災害防止団体、関係業界団体等と連携し、足場からの墜落・転落災害防止対策の更なる推進を図ること。

イ 委託事業等を活用し、中小建設事業者等が施工する建設現場に対する指導・支援を行うことにより、安全な足場の一層の普及を図ること。

安全則の確実な実施に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等について

1 足場からの墜落災害防止に関する「より安全な措置」について

(1) 足場からの墜落災害を防止するため、以下の措置を講じることが「より安全な措置」であること。

① わく組足場にあつては、次のような措置を講じること。

a 交さ筋かい及び高さ15センチメートル以上40センチメートル以下のさん若しくは高さ15センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備に加え上さんを設置すること。

b 手すり、中さん及び幅木の機能を有する部材があらかじめ足場の構成部材として備えられている手すり先行専用型足場を設置すること。

② わく組足場以外の足場にあつては、次のような措置を講じること。

手すり等及び中さん等に加え幅木を設置すること。

(2) 足場のはり間方向の建地（脚柱）の間隔と床材の幅の寸法は原則として同じものとし、両者の寸法が異なるときは、床材を複数枚設置する等により、床材は建地（脚柱）とすき間をつくらないように設置すること。

2 手すり先行工法及び働きやすい安心感のある足場の採用

足場の組立て、解体時及び使用時の墜落災害を防止するため、平成21年4月24日付け基発第0424002号「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」において示された「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づいた手すり先行工法による足場の組立て等の作業を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を設置すること。

3 足場等の安全点検の確実な実施

(1) 足場等の点検（「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく点検を含む。）に当たっては、別添に示す足場等の種類別点検チェックリストの例を参考に各事業者が使用する足場等の種類等に応じたチェックリストを作成し、それに基づき点検を行うこと。

(2) 足場等の組立て・変更時等の点検実施者については、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であつて、足場の点検について、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者を指名すること。

(3) 作業開始前の点検は職長等当該足場を使用する労働者の責任者から指名すること。

(別添)

足場等の種類別点検チェックリストー () 足場用ー(注1)

足場等点検チェックリスト

工事名 () 工期 () (注2)

事業場名 ()

点検者職氏名 () (注3)

点検日 年 月 日

点検実施理由(悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後)(その詳細) (注4)

足場等の用途、種類、概要 () (注5)

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 墜落防止設備(則第563条第1項第3号イからハまでの設備)の取りはずし及び脱落の有無(注11)				
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取りはずしの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

(注 1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注 2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第 567 条第 3 項、第 575 条の 8 第 3 項、第 655 条第 2 項及び第 655 条の 2 第 2 項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注 3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者、元方安全衛生管理者等であって、足場の点検について、労働安全衛生法第 19 条の 2 に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注 4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第 567 条第 2 項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注 5)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工事用わく組足場、内装工事用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ(高さ×幅、層数×スパン数)及び設置面等の概要も記入すること。

(注 6)

点検事項は、労働安全衛生規則第 567 条第 2 項の第 1 号から第 9 号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注 7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者のみならず、元請け、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、労働災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注 8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注 9)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

(注 10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注 11)

手すり、中さん等の墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

点検の内容例 ーわく組足場用ー

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床付き布わくは変形したり、損傷していないか ③つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか ④床付き布わくは、建わくに隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建わく、布わくの取付状態は計画通りか ②建わくは、アームロック等で確実に接続されているか ③脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか ④建わく、布わくの取付部にゆるみはないか ⑤・・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント、アームロック）に損傷、腐食はないか ③・・・・・・・・・・
4 墜落防止設備（則第563条第1項第3号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無	①交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわくの脱落はないか ③交さ筋かいピンは確実にロックされているか ④交さ筋かいは全層全スパン両面に設置されているか ⑤表面に手すり及び中さんは設置されているか ⑥・・・・・・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①交さ筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②交さ筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建てわく、布わく、交さ筋かいは変形、損傷はないか ②・・・・・・・・・・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

点検の内容例 ー単管足場用ー

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は腕木にゴムバンド等で確実に固定されているか ④床材は、建地に隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか ②建地は、単管ジョイント等で確実に接続されているか ③布、腕木は専用緊結金具で確実に取り付けられているか ④建地、布、腕木の取付部にゆるみはないか ⑤・・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント等）に損傷、腐食はないか ③・・・・・・・・・・
4 墜落防止設備（則第563条第1項第3号イからハまでの設備）の取りはずし及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は 計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは85（90）センチメートル以上か ⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か ⑥妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑦・・・・・・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取りはずしの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取りはずしの有無	①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか ②・・・・・・・・・・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

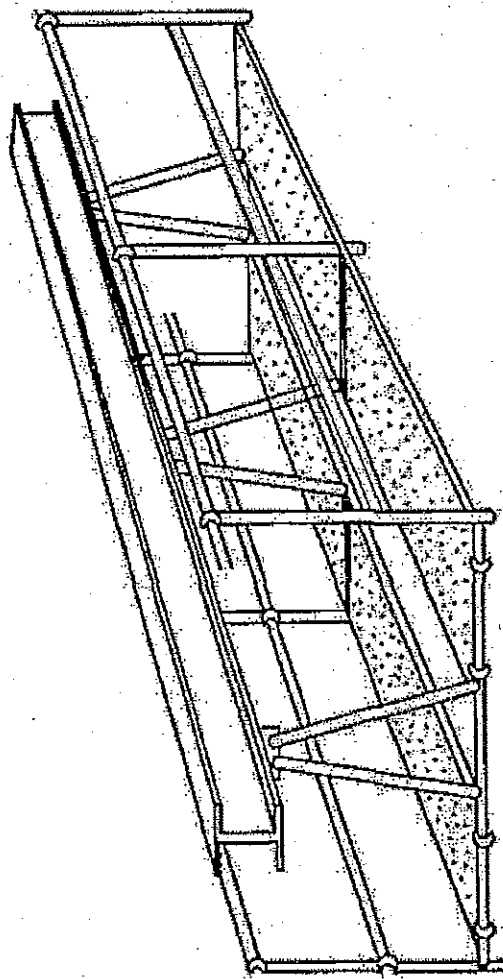
点検の内容例 ーくさび緊結式足場用ー

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床付き布わくは外れ止めが確実にロックされているか ④床材は、建地に隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか ②建地は、抜け止めピン等で確実に接続されているか ③布のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか ④腕木のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか ⑤建地、布、腕木の取付部にゆるみはないか ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②継手金具（ジョイント等）に損傷、腐食はないか ③・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
4 墜落防止設備（則第563条第1項第3号イからハまでの設備）の取付け及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木等の取付状態は 計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは85（90）センチメートル以上か ⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か ⑥妻面に手すり及び中さんは設置されているか ⑦・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取付けの有無	①幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	①ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか ②敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ③ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか ④根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取付けの有無	①筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか ③専用の壁つなぎ用金具が使用されているか ④控えはクランプで緊結されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	①建地、布、腕木に変形、損傷はないか ②・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

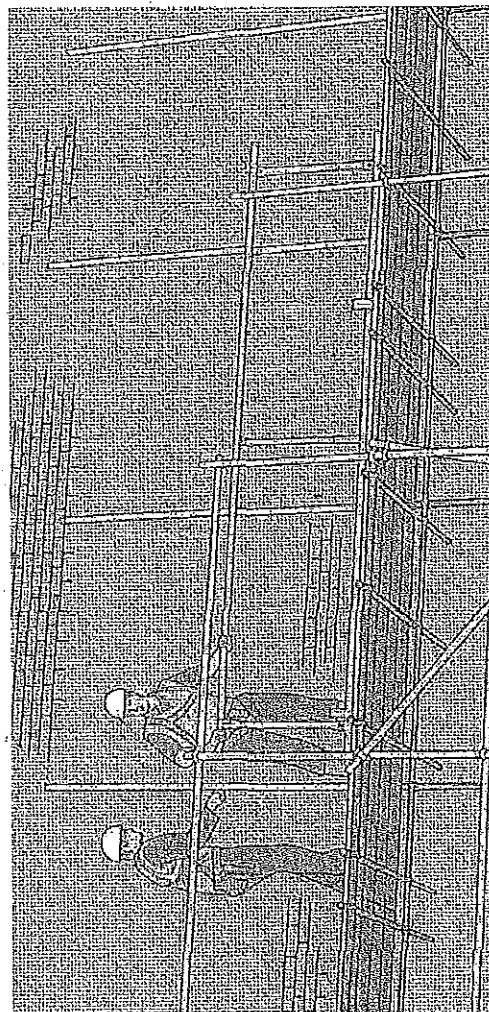
点検の内容例 一つり（棚）足場用一

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	①床材の取付状態は計画通りか ②床材は変形したり、損傷していないか ③床材は根太、つり桁に番線等で確実に固定されているか ④床材は、隙間なく設置されているか ⑤・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部のゆるみの状態	①根太、つり桁の設置状態は計画通りか ②根太はつり桁に緊結金具等で確実に固定されているか ③根太、つり桁に変形、損傷、腐食はないか ④・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	①緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ②・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
4 墜落防止設備（則第563条第1項第3号イからハまでの設備）の取付け及び脱落の有無	①手すり、中さん、幅木（側板）の取付状態は計画通りか ②手すり、中さん、幅木の脱落はないか ③手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか ④手すりの高さは85（90）センチメートル以上か ⑤中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付け及び取付けずしの有無	①幅木（側板）、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか ②幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか ③幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか ④メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか ⑤防網はつり綱で確実に緊結されているか ⑥・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取付けずしの有無	①筋かい、控え、振れ止めの取付状態は計画通りか ②筋かい、控え、振れ止めは取り外されていないか ③・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	①チェーンリンク等のつり部材、つり元金具、フックに亀裂、変形、腐食はないか ②つりチェーン間隔は設計どおりか ③つり金具はつり桁と確実に固定されているか ④・・・・・・・・・・ ・・・・・・・・・・

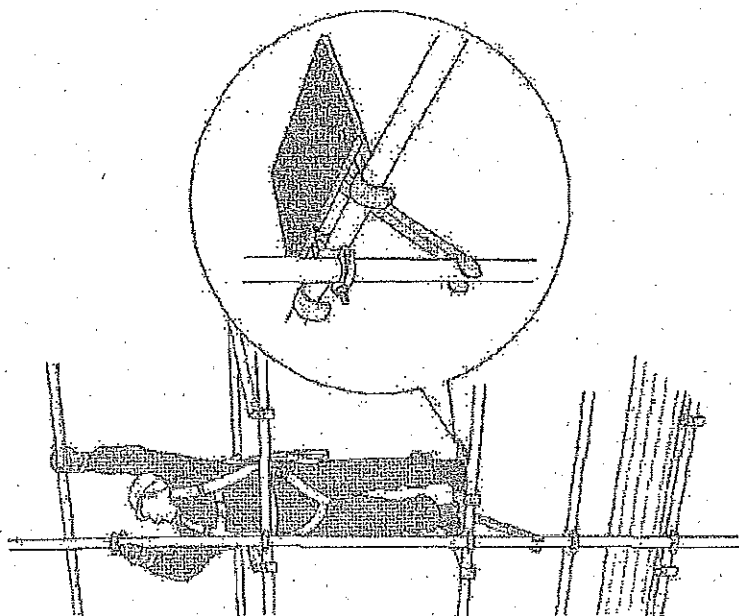
○足場の組立て等の作業時における設備的な墜落防止措置の例



例 1：鉄骨部材にあらかじめ取り付けられた「つりわく足場」



例 2：水平方向にスライドする先行手すりわく
“Advanced Guardrail System (Horizontal application)”



例 3：作業台を用いた先行的な手すりの設置
“Step-Up System”

出典

例 1：「鉄骨組立作業指針」(建設業労働災害防止協会)

例 2 及び 3：「SG4-05 Appendix A Interim Guidance on Collective Fall Prevention System in Scaffolding」(NASC 英国通路足場連盟)

○ 労働安全衛生規則

(計画の作成に参画する者の資格)

第92条の3 法第88条第5項の厚生労働省令で定める資格を有する者は、別表第9の
 状態欄に掲げる工事又は仕事の区分に応じて、同表の下欄に掲げる者とする。

《別表第9 (抄)》

工事又は仕事の区分	資格
別表第七の上欄第十二号 に掲げる機械等に係る工 事	一 次のイ及びロのいずれにも該当する者 イ 次のいずれかに該当する者 (1) 足場に係る工事の設計監理又は施工管理の実務に三年以上従事した経験を有すること。 (2) 建築士法第十二条の一級建築士試験に合格したこと。 (3) 建設業法施行令第二十七条の三に規定する一級土木施工管理技術検定又は一級建築施工管理技術検定に合格したこと。 ロ 工事における安全衛生の実務に三年以上従事した経験を有すること又は厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了したこと。 二 労働安全コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が土木又は建築であるもの 三 その他厚生労働大臣が定める者

